

平成 28 年 5 月 31 日

## 沼袋区画街路第4号線沿道地区まちづくり協議会運営方針(案)

(名称)

第 1 条 本会は、沼袋区画街路第 4 号線沿道地区まちづくり協議会（以下、「本協議会」と言う。）と称する。

(目的)

第 2 条 本協議会は、区画街路第 4 号線の整備事業及び西武新宿線の連続立体交差事業をきっかけとする沼袋駅周辺と区画街路第 4 号線沿道のにぎわいづくりや防災性の向上に資するため、都市計画変更及び地区計画について検討することを目的とする。

(活動内容)

第 3 条 本協議会は、第 2 条の目的を達成するため、協議会を開催し以下の活動を行う。

- (1) 地区計画策定検討区域（別添参考図）に関する都市計画変更及び地区計画の素案を検討する。
- (2) (1) の検討内容に関する地域住民の意向等を把握し検討に反映する。
- (3) その他、上記の活動を達成するために必要な活動を行う。

(構成)

第 4 条 本協議会は、次の委員をもって構成する。

(1) 委員

1) 推薦委員

本地区に係る町会等の団体から推薦された者。

2) 公募委員

地区計画策定検討区域内の土地所有者又は建物所有者で、公募により選ばれた者。

3) 定員

協議会の委員は概ね 20 名程度とする。

(2) 事務局

本協議会の事務局は中野区とする。運営に必要な事務局業務（協議会の日程調整、招集、開催案内、準備資料作成及び説明、記録の作成、他）は事務局（又は事務局が業務を委託した者）が行う。

(運営)

第 5 条 本協議会の運営方法は次のとおりとする。

(1) 協議会の招集

事務局が協議会を招集する。

(2) 協議会の議事内容の開示

1) 傍聴

地区計画策定検討区域内の利害関係者は傍聴することができる。

2) 会議録

協議会の議事内容を記した会議録等は事務局にて閲覧することができるよう配慮する。

(3) 情報提供

本協議会は、必要に応じて地区計画策定検討区域に関係する住民、土地所有者、建物所有者に対し、情報提供を行う。

(事務局の所在地)

第 6 条 本協議会の事務局は、中野区都市政策推進室西武新宿線沿線まちづくり分野に設置する。

(その他)

第 7 条 この運営方針の解釈に疑義が生じた場合は、本協議会関係者相互の信義誠実の原則に基づく協力により解決を図ることを原則とする。

附則 1. この運営方針は、初回の協議会が開催され、運営方針の承認がなされた日から施行する。

<参考図>

